

議会用語の解説

あ行	
案件（あんけん）	処理または事柄、議題となる問題を包括したものです。
委員会（いいんかい）	議会の内部組織として、本会議における審議の予備審査・調査機関として設けられています。（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会など）
一般質問（いっばんしつもん）	議員が町の行政全般にわたり、町長や教育長などの町当局に対し、事務の執行状況や将来に対する方針などについて質問、あるいは報告、説明を求めることです。
延会（えんかい）	議事日程に記載された議事が終わらない場合に、会議を閉じることをいいます。
か行	
開会（かいかい）	所定数の議員が参集し、議会を開き法的に活動できる状態にすることです。
会期（かいき）	議会が議会として法的に活動できる期間のことです。この会期は、本会議初日に議長が会議に諮って決定します。
開議（かいぎ）	その日の会議を開くことです。
会議録（かいぎろく）	会議の次第をそのまま記録した公文書であり、議事運営を公認する書類をいいます。
会議録署名議員（かいぎろくしよめいぎいん）	会議録に議長と共に署名する者として議会で指名された議員のことです。
議案（ぎあん）	議会の議決を要する案件のことで、議案は町長から提案されるものと議員が提案するものがあります。
議決（ぎけつ）	表決（個々の議員の案件に対する賛否の意思表示）の結果得られた議会の意思決定のことです。
議事日程（ぎじにってい）	議長が議事整理権に基づいて定めるその日の会議の順序表のことです。
議題（ぎだい）	議案は提出されただけでは審議の対象とならず、議長の議題とする旨の宣告があつてはじめて審議が行えます。議長の宣告があり審議の対象となったものを議題といいます。
議長（ぎちょう）	議長は議員の中から選挙で選ばれます。議会の円滑な運営に努め、議場の秩序を保つ役割をします。
休会（きゅうかい）	会期中に本会議の活動を休止することをいいます。
決議（けつぎ）	議会の意思決定行為で、政治的効果あるいは議会の意思を対外的に表明する必要であるなどの理由からなされる議決のことをいいます。

さ行	
採決（さいけつ）	議長が出席議員に対し、賛否の意思表示を求め、その意思表示を集計することです。（表決を議長の側から見た用語です）
採択（さいたく）	請願の内容について、議会として賛同することで、否認する場合は不採択となります。
散会（さんかい）	その日の議事日程に記載された事件のすべての審議を議了（会議に付された事件のすべての審議を終了すること）し、その日の会議を閉じることです。
施政方針（しせいほうしん）	第1回定例会初日に、町長が議案の提案理由と併せて翌年度の主要な施策について発表することです。
質疑（しつぎ）	議題となっている事件について、提出者の趣旨説明の後にわからない点や詳しく知りたいことについて、提案者に聞くための発言のことです。
趣旨説明（しゅしせつめい）	議会に提出した案件について、提出の理由とその案件の主な内容を明らかにするために提出者が行う説明のことです。
招集（しょうしゅう）	議会を開くために議員を一定の日時に一定の場所へ集合することを要求する行為をいい、この権限は町長にあります。
上程（じょうてい）	議事日程に組み入れ、議題として審議の対象とすることをいいます。
常任委員会（じょうにんいんかい）	議会が一定の部門の当該地方公共団体の事務に関する調査及び議案、陳情などの審査を行わせるために、条例で定めて常設する委員会のことです。
条例定数（じょうれいていすう）	定数条例により定められた議員定数のことで、出雲崎町の定数は10人です。
除斥（じょせき）	議案を審議する際に、その議案と利害関係のある議員については公正な審議を行うため、審議に参加させない制度です。
審議（しんぎ）	議会の会議で付議された事件について、説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決するといった一連の過程のことです。
審査（しんさ）	委員会において、議会の議決の対象となる議案等の事件について論議し、一応の結論を出す一連の過程のことです。
全員協議会（ぜんいんきょうぎかい）	議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うことを目的として地方自治法の規定により、会議規則で定める協議の場のことです。構成員は全議員で、招集権者は議長です。
た行	
定例会（ていれいかい）	付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される議会のことをいいます。

動議（どうぎ）	主に会議の進行または手続きにおいて、議員から議会に、または委員から委員会に対してなされる提議のことをいいます。議会または委員会の議決を経るべきものです。
討論（とうろん）	表決の前に、議題となっている案件に対して賛成か反対かの自己の意見を表明することです。単に賛否の意見を明らかにするだけでなく、意見の異なる相手を自己の意見に同調させることにその意義があります。
特別委員会（とくべついいんかい）	常任委員会のほかに、特定事件を審査するために設置された委員会のことです。出雲崎町議会は、議会報特別委員会、エコパークいずもざき監視特別委員会を設置しています。
な行	
任期（にんき）	選挙により選出された議員が、議員としての地位を有する期間をいい、その年限は4年です。
は行	
発議（はつぎ）	議事の対象となるべき問題を提起することをいいます。
表決（ひょうけつ）	議会の意思決定に個々の議員が参加するための手段で、議題に対し賛否の意思表示をし、それぞれ集計することをいいます。
付議（ふぎ）	議会の審議に付することをいいます。
副議長（ふくぎちょう）	副議長は議員の中から選挙で選ばれ、議長に事故があった場合や欠けたときに、議長にかわって仕事をします。
不採択（ふさいたく）	請願の内容について、議会として賛同しないことをいいます。
付託（ふたく）	議会の議決を要する事件について、議会の議決に先立って詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会などに審査を委託することです。
閉会（へいかい）	会期が終了し、議会の活動能力を失わせること（機能が停止すること）です。
法定数（ほうていすう）	地方自治法第91条で人口規模により定められている議員定数のことです。ただし、条例で減少することができます。
本会議（ほんかいぎ）	全議員で構成する議会の会議のことです。（定例会、臨時会）
ら行	
臨時会（りんじかい）	定例会のほかに、必要な特定の事件に限り審議するために、随時招集される議会をいいます。